

「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」のご案内

一般社団法人高知県設備協会
会 長 和田富雄
技術安全委員長 岡村泰伸

厚生労働省は本年2月より安全帯(墜落を防止するものに限る)を墜落制止用器具とし、高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところに於いてフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業の業務に就かせる労働者に対し、特別教育を行うよう事業者に義務付けました。当協会では事業者に代わり、以下のとおり標記特別教育を実施することと致しました。どうぞこの機会にご受講頂きますようご案内を申し上げます。

1. 実施科目 (学科)

- ・墜落制止用器具に関する知識……120分
- ・労働災害の防止に関する知識……60分
- ・関係法令……30分

(実技)

- ・墜落制止用器具の使用……90分

2. 受講対象者

胴ベルト(一本吊り)安全帯を6ヶ月以上使用した経験がある者

3. 受講日 令和元年 9月 3日(火) 開始時間 9:00 ~ 15:00

4. 会場 高知県設備会館 3階 大会議室

5. 講師 ㈱四国安全研修センター 代表取締役 田内孝也

6. 定員 50名 (定員になり次第締切りさせていただきます)

7. 受講料 会員価格:5,000円 (テキスト代等込)

一般価格:7,000円 (テキスト代等込)

※受講料…受講日当日、講習会場へ受講申込書と共にご持参下さい

8. 申込方法 別添申込書に必要事項ご記入の上、顔写真1枚(縦3.0cm×横2.5cm)を添えて高知県設備協会事務局にご持参、又は郵送をお願い致します。

※申込先: (一社)高知県設備協会 〒780-8031 高知市大原町 87-8
TEL 088-833-0559
FAX 088-831-6425

※申込期限: 令和元年8月20日(火)

9. 認定講習会 土木施工管理技士会 CPDS ・ 建築士会 CPD

10. その他 四国安全研修センターが実施した内容を証明する特別教育修了証を発行致します。